

令和7年 No50

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

令和7年4月1日改正時における改正漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和7年11月14日 附属学校運営会議 確認

令和7年4月1日改正時における改正漏れに伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年11月20日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第19号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：令和7年4月1日改正時における改正漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (学期) 第12条 学期は、<u>第49条</u>に規定する各附属学校の校則で定める。 〔省略〕 (人事) 第23条 附属学校教員の人事は、<u>第56条</u>に規定する附属学校運営会議の意見を聴き、運営部長が行う。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (会議) 第61条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第58条</u>第1項第4号の委員については、校長のうちから委員長が指名した代理者の出席を可とし、同項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年11月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (学期) 第12条 学期は、<u>第40条</u>に規定する各附属学校の校則で定める。 〔省略〕 (人事) 第23条 附属学校教員の人事は、<u>第47条</u>に規定する附属学校運営会議の意見を聴き、運営部長が行う。 2・3 〔省略〕 〔省略〕 (会議) 第61条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第49条</u>第1項第4号の委員については、校長のうちから委員長が指名した代理者の出席を可とし、同項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2・3 〔省略〕 〔省略〕